

府立スポーツ施設の自動販売機設置事業者公募に係る過去の質疑概要

質問内容	大阪府の回答
要項1 公募物件	自動販売機の設置台数は、最大設置数という認識でよろしいか。
	最大設置数です。ただし、許可台数は「要項1 公募物件」に記載している台数となりますので、設置台数を削減した場合においても使用料は公募番号ごとの応募価格(税抜)となります。
要項3 公募条件等	配送時に駐車スペースはありますか。
	駐車スペースはあります。 通常の配送車であれば、高さは問題ありません。 搬入出等については、指定管理者の指示に従ってください。
要項3 公募条件等	補充頻度は週に何回くらいですか。
	各設置事業者に一任しておりますので把握しておりません。
要項3 公募条件等	標準小売価格に対して販売価格はいくらか。
	3公募条件等(2)使用上の制限⑥に記載のとおり、標準小売価格を超えない範囲で設置事業者が定めます。
要項3 公募条件等	○(3)の維持管理責任の①に「商品補充、金銭管理などは設置事業者が行うこと。」とありますが、自動販売機のオペレーション事業を他社に委託してはいけないということなのか。
	○設置事業者において、責任をもって行っていただくという主旨です。委託を禁止したものではありません。
要項3 公募条件等	○(4)の①の維持管理等委託料について、具体的な金額や時期は決まっているのか。過去の実績があれば詳細を教えてほしい。
	指定管理者には、今年度と同様の取扱いと確認しておりますが、詳細は指定管理者に確認ください。 (必ず確認してから応募してください)
要項4 参考データ	今回の公募以外に設置されている自販機のメーカーと売上金額と本数を教えてください。
	現在設置している自動販売機の設置メーカーは施設の現場において確認してください。また、売上金額と本数については把握しておりません。
その他	○現在設置している業者が、公募により設置事業者となつた場合、現在使用している自動販売機をそのまま使用してよいのか。それとも入れ替えなければならないのか。
	○公募物件の設置面積や販売品目条件等に合致することを条件に、そのままご使用いただくことができます。但し、行政財産使用許可の添付書類としてカタログ等は再度提出してください。
その他	○現場を見学したいが、いつ行ってもいいのか。
	○催事等で見学できないことがあります。事前に施設へ連絡してください。 ・門真スポーツセンター(072-881-3715) ・臨海スポーツセンター(072-268-8351) ・漕艇センター(072-268-3100)
その他	指定管理者の担当者、連絡先を教えてください。
	・門真スポーツセンター(072-881-3715) ・臨海スポーツセンター(072-268-8351) ・漕艇センター(072-268-3100) ※担当者は定められてません。

その他	落札後、辞退をした場合の罰則はありますか。	罰則はありませんが、公正かつ適正な公募の実施にご理解いただき、他の応募者様に迷惑をかけるようなことがないよう充分ご配慮ください。 なお、設置事業予定者が辞退した場合は、次点者が設置事業者となります。
その他	更新を辞退した場合の罰則はありますか。次回公募への参加はできますか。	罰則はありません。次回公募への参加も可能です。